

安心して暮らせるまち

づくりに

■問い合わせ 高齢者対策室 ☎47-8009
 今庄総合事務所福祉推進室 ☎45-8001
 河野総合事務所福祉推進室 ☎48-7704

南越前町では、高齢者の生活を支援する次のようなサービスを行っていきます。ご活用ください。

サービス	内容	対象者	利用者負担	実施時期	利用・申し込み先
無料法律相談	高齢者等の生活上の相談に応じられるよう、無料法律相談所を開設	・一般町民		毎月1回	南越前町社会福祉協議会 TEL 47・3767 今庄支所 TEL 45・1175 河野支所 TEL 48・2260
高齢者お祝訪問	在宅の95歳以上の高齢者宅を訪問し祝品を贈呈	・年内に在宅の95歳以上の高齢者		9月の老人週間	
敬老お祝い	米寿、金婚を迎える方に敬老会時に祝品を贈呈	・年内に米寿となる高齢者 ・年内に金婚を迎える夫婦		敬老会時	※申請が必要です。
100歳お祝い	100歳到達高齢者に10万円の祝金を贈呈	・満100歳を迎える高齢者		満100歳を迎えた日	
敬老会	米寿・金婚等のお祝いを含む式典、食事会	・年内に満75歳以上を迎える高齢者		9月	
高齢者の生きがいと健康づくり推進	ゲートボール、ペタンクのほかユニカールなどニュースポーツの振興と高齢者の健康保持	・概ね65歳以上の高齢者		広報等に掲載予定	
公共施設利用促進優待	町内にある温泉施設（やすらぎ、そまやま、ゆうばえ）の無料優待券（一人につき6回利用可能）を支給	・年内に満65歳以上を迎える高齢者		随時	フロントに優待券を提出して下さい。（優待券については、対象者の方に発送いたします。）
ウォーターランド入館優待	高齢者が南条ウォーターランドを利用する場合、入館料が半額または無料になります。	・利用日現在、満65歳以上の高齢者		・70歳未満は半額の250円 ・70歳以上は無料	フロントで健康保険者証など身分を証明するものを提示してください。
高齢者養	町内温泉施設を活用した保養事業（入浴・健康相談・弁当）を実施	・年内に満65歳以上を迎える高齢者	無料	6月	
緊急通報体制整備	ひとり暮らし高齢者宅に電話接続型緊急通報装置を無償貸与し、緊急時の通報体制を整備	・概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者	無料	随時	
すこやか介護用品支給	紙おむつ等の介護用品を支給。※利用限度額月額6,500円	・要支援・要介護1～5の在宅高齢者		月1回	・高齢者対策室、 ・各総合事務所福祉推進室に申し込んでください。
要介護老人住環境整備	要介護認定者の住宅を改造する場合対象経費の8割を助成（助成限度額60万円）	・要支援・要介護1～5の在宅高齢者		随時	

サービス	内容	対象者	利用者負担	実施時期	利用・申し込み先
寝具洗濯乾燥消毒サービス	寝具の衛生管理のため、布団類の丸洗いを実施	・ひとり暮らし高齢者 ・在宅の寝たきり高齢者（要介護4以上） ・要介護1以上の方がいる高齢者のみ世帯 ・在宅身障1級 ・知的障害A1	掛布団 100円/枚 敷布団 100円/枚 毛布 50円/枚	5、9、12月	
配食サービス	調理が困難な高齢者に対し、食生活援助と安否確認を目的に弁当を毎月居宅に配食	・概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者 ・80歳以上高齢者のみ世帯	無料	毎月1回	民生委員が対象者の方に利用希望を聞きに行きます。
屋根雪おろし支援金支給（軽度生活援助）	冬期間、高齢者の安心できる在宅生活を支援するため、雪下ろしを実施した場合、支援金（限度額12,000円）を支給	・所得税非課税世帯で県内に子どもが住んでいないなど真に雪下ろしが困難と認められる65歳以上のひとり暮らし高齢者と高齢者のみ世帯	200円/時/一人	冬季間（1月～3月）	
外出支援サービス	腎臓機能障害のため人工透析など定期的に通院が必要な高齢者を自宅から病院までリフト車で送迎	・透析を受けている概ね65歳以上の高齢者等（下肢不自由者は60歳以上）	無料	随時	
ホームヘルパー派遣（軽度生活援助事業）	要介護状態への進行を予防するため、ホームヘルパーを派遣して、日常生活を援助します。	・要介護認定により非該当とされた65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯	200円/時/一人	随時	
生きがいデイサービス	日常動作訓練やレクリエーション・給食サービスを福祉センターで実施	・要介護認定で自立と判定された方	1,000円/回	随時	
地域ふれあいサロン	集落センター等でサロンを開催し、健康相談等介護予防サービスを実施	・概ね60歳以上の高齢者	実費を徴収します	随時（広報等掲載予定）	・高齢者対策室、 ・各総合事務所福祉推進室に申し込んでください。
家族介護慰労	要介護4・5の在宅高齢者を介護する家族に慰労金を支給（年額10万円）	・要介護4・5の在宅高齢者を抱える町民税非課税世帯で、過去一年間を通じて介護保険サービスを受けなかった者を介護している家族		基準日8/1 ※9月の老人週間時に支給	
在宅要介護老人介護慰	要介護4・5の在宅高齢者を介護する家族に慰労金を支給（年額5万円）	・要介護4・5の在宅高齢者を介護している家族（家族介護慰労事業の対象者を除く）			